

別表 1 粉じん作業別の発生源対策及び呼吸用保護具を使用すべき作業一覧

粉じん作業 (別表第 1)	特定粉じん発生源 (別表第 2)	特定粉じん発生源に係 る措置 (第 4 条)	呼吸用保護具を使用すべ き作業 (別表第 3) 注 3
1 鉱物等(注 1)(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業(注 2)(1 の 2 に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業 ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業	1 坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所	1 衝撃式削岩機を用いる場合 衝撃式削岩機を湿式型とする 2 衝撃式削岩機を用いない場合 湿潤な状態に保つための設備を設置する	1 坑外において、衝撃式削岩機を用いて掘削する作業
1 の 2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業	1 坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所	1 衝撃式削岩機を用いる場合 衝撃式削岩機を湿式型とする 2 衝撃式削岩機を用いない場合 湿潤な状態に保つための設備を設置する	1 の 2 動力を用いて掘削する場所における作業 ※電動ファン付き呼吸用保護具に限る
2 鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(3、3 の 2、9 又は 18 に掲げる作業を除く。)			2 屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業(第 2 号の 2 に掲げる作業を除く。)
3 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業(3 の 2 に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業	2 鉱物等を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所	(1)密閉する設備を設置 (2)湿潤な状態に保つための設備 のいずれかを設置する	2 屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業(2 の 2 に掲げる作業を除く。)
	3 鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所	湿潤な状態に保つための設備を設置する	
	4 鉱物等をコンベヤー(ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。)へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所(3 に掲げる箇所を除く。)	湿潤な状態に保つための設備を設置する	7 手持式動力工具を用いて、鉱物等を破碎し、又は粉碎する作業

(注 1) 表中の「鉱物」には、鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研ま材(アルミナ、炭化けい素等)、耐火物、重質炭酸カルシウム(石灰石の着色部分を除去し、微細粉末としたもの)、化学石こうなどの人工物も含まれます。

(注 2) 「～する場所における作業」とは、粉じん発生源から発散する粉じんにばく露する範囲内で行われる作業のうち、粉じん発散の程度、作業位置、作業方法、作業姿勢等からみて当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると客観的に認められるすべての作業をいい、平面的な範囲のみをいうものではなく、立体的な拡がりをも有する範囲も含まれます。

(注 3) 粉じん則第 27 条第 1 項において、呼吸用保護具を使用させなければならないとされていますが、これらの作業に係る粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置するか、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備を設置する等の措置であって、粉じん発散を防止するための有効なものを講じたときは、この限りではないとされています(但し、同則別表 3 第 6 号、8 号、9 号、10 号の作業の一部では呼吸用保護具の着用は必要です。)

粉じん作業	特定粉じん発生源	特定粉じん発生源に係る措置（同等以上の措置可）	呼吸用保護具を使用すべき作業（注3）
3の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業	3 鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所	湿潤な状態に保つための設備を設置する	2 屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（2の2に掲げる作業を除く。） 2の2 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ※電動ファン付き粉じん用呼吸用保護具に限る
	4 鉱物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。）へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所（3に掲げる箇所を除く。）	湿潤な状態に保つための設備を設置する	
4 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。			
5 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業（5の2に掲げる作業を除く。）			3 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業（3の2に掲げる作業を除く。）
5の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業			3の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業 ※電動ファン付き粉じん用呼吸用保護具に限る
5の3 坑内であって、1から3の2、5、5の2に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業			3の3 坑内であって、1から3の2に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
6 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げる場所における作業（13に掲げる作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げる場所における作業を除く。	5 屋内の、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により裁断し、彫り、又は仕上げる箇所	(1) 局所排気装置 (2) プッシュプル型換気装置 (3) 湿潤な状態に保つための設備 のいずれかを設置する	4 手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げる作業 5 屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業 ※送気マスク又は空気呼吸器に限る
	6 屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所	(1) 密閉する設備 (2) 局所排気装置 のいずれかを設置する	

粉じん作業	特定粉じん発生源	特定粉じん発生源に係る措置(同等以上の措置可)	呼吸用保護具を使用すべき作業(注3)
7 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(6に掲げる作業を除く。)	6 屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所 7 屋内の、研磨材を用いて動力(手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。)により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する箇所	(1)密閉する設備 (2)局所排気装置 のいずれかを設置する 1 研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械を用いる箇所 (1)局所排気装置 (2)湿潤な状態に保つための設備 のいずれかを設置する 2 研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械を用いない箇所 (1)局所排気装置 (2)プッシュプル型換気装置 (3)湿潤な状態に保つための設備 のいずれかを設置する	5 屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業 ※送気マスク又は空気呼吸器に限る 6 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具(研磨材を用いたものに限る。)を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する作業 6の2 屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又ははばり取りする作業
8 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業(3、15又は19に掲げる作業を除く。)。ただし、水又は油の中で動力により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。	8 屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力(手持式動力工具によるものを除く。)により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける箇所	1 アルミニウムはくに係る箇所 (1)密閉する設備 (2)局所排気装置 のいずれかを設置する 2 アルミニウムはくに係る箇所以外 (1)密閉する設備 (2)局所排気装置 (3)湿潤な状態に保つための設備 のいずれかを設置する	7 手持式動力工具を用いて、鉱物等を破砕し、又は粉碎する作業 7の2 屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、炭素原料又はアルミニウムはくを破砕し、又は粉碎する作業
9 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(3、3の2、16又は18に掲げる作業を除く。)	9 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所	(1)局所排気装置 (2)プッシュプル型換気装置 のいずれかを設置する	8 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込み、若しくは積み卸す作業
10 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業	9 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所	(1)局所排気装置 (2)プッシュプル型換気装置 のいずれかを設置する	
11 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(12から14までに掲げる作業を除く。)	10 屋内の、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所	(1)密閉する設備 (2)局所排気装置 (3)プッシュプル型換気装置 (4)湿潤な状態に保つための設備 のいずれかを設置する	

粉じん作業	特定粉じん発生源	特定粉じん発生源に係る措置(同等以上の措置可)	呼吸用保護具を使用すべき作業(注3)
12 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。	11 屋内の、原料を混合する箇所	(1)密閉する設備 (2)局所排気装置 (3)プッシュプル型換気装置 (4)湿潤な状態に保つための設備 のいずれかを設置する	
13 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業 ロ 水の中で原料を混合する場所における作業	11 屋内の、原料を混合する箇所	(1)密閉する設備 (2)局所排気装置 (3)プッシュプル型換気装置 (4)湿潤な状態に保つための設備 のいずれかを設置する	9 原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又は窯の内部に立ち入る作業
	12 耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料(湿潤なものを除く。)を動力により成形する箇所	(1)局所排気装置 (2)プッシュプル型換気装置 のいずれかを設置する	
	13 屋内の、半製品又は製品を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により仕上げる箇所	(1)局所排気装置 (2)プッシュプル型換気装置 (3)湿潤な状態に保つための設備 のいずれかを設置する	
14 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。	11 屋内の、原料を混合する箇所	(1)密閉する設備 (2)局所排気装置 (3)プッシュプル型換気装置 (4)湿潤な状態に保つための設備 のいずれかを設置する	10 半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しするため、炉の内部に立ち入る作業
	13 屋内の、半製品又は製品を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により仕上げる箇所	(1)局所排気装置 (2)プッシュプル型換気装置 (3)湿潤な状態に保つための設備 のいずれかを設置する	
15 砂型を用い鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業(7に掲げる作業を除く。)。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。	14 屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力(手持式動力工具によるものを除く。)により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所	1 砂を再生する箇所 (1)密閉する設備 (2)局所排気装置 のいずれかを設置する 2 砂を再生する箇所以外 (1)密閉する設備 (2)局所排気装置 (3)プッシュプル型換気装置 のいずれかを設置する	11 砂型を造型し、型ばらし装置を用いしないで、砂型を壊し、若しくは砂落としし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鋳ばり等を削り取る作業
16 鋳物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鋳物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業(水洗する等粉じんの発散しない方法によって行うものを除く。)			12 鋳物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鋳物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、又はかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業(水洗する等粉じんの発散しない方法によって行うものを除く。)

粉じん作業	特定粉じん発生源	特定粉じん発生源に係る措置(同等以上の措置可)	呼吸用保護具を使用すべき作業(注3)
17 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。			12 の2 土石又は鉱物を開放炉に投げ入れる作業
18 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業			13 炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる作業
19 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業			14 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業
20 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業			14 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業
20 の2 金属をアーク溶接する作業			14 金属をアーク溶接する作業
21 金属を溶射する場所における作業	15 屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所	(1)密閉する設備 (2)局所排気装置 (3)プッシュプル型換気装置のいずれかを設置する	15 手持式溶射機を用いて金属を溶射する作業
22 染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業			16 染土の付着した藁草を庫入れし、又は庫出しする作業
23 長大ずい道の内部の、ホツパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業			17 長大ずい道の内部において、ホツパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める作業

※この他に、「石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業」には、じん肺法の適用があり、じん肺健康診断(4項)等を行わなければなりません。

※また、「石綿・石綿製品を製造し又は取り扱う作業」については、石綿障害予防規則に規定されている措置(作業主任者の選任、屋内作業場での石綿粉じん発散源を密閉する設備又は除じん装置付の局所排気装置の設置、屋内作業場について作業環境測定及びその結果の評価に基づく措置、石綿障害予防規則に基づく健康診断等)を講ずる必要があります。

※金属アーク溶接作業については、特定化学物質障害予防規則の適用もあり、同則に基づく措置を講ずる必要があります。